○総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（平成十九年総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表し、平成二十四年四月二十七日から施行する。

平成二十四年四月二十七日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

第2の2中「基本構想において」を削り、第2の2⑴②ロ中「目安となる」の下に「。ただし、平成二十四年三月三十一日までに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第二十九条の規定による改正前の法第四条及び第五条の規定に基づき都道府県が作成し、又は変更し、主務大臣の認定を受けた基本構想において地域産業資源として特定されたものを指定する場合は、当初特定された日の直近一年で十回又は五年にわたり年間三回程度が目安となる」を加え、第2の3中「基本構想において」を削り、第2の4中「基本構想で定められた」を削る。

第3の1⑶中「及び②」を「から③まで」に、「、③」を「、④」に改め、③を④とし、②の次に次のように加える。

③　自然や文化財等の地域産業資源の持続的活用のための配慮

自然や文化財等の保護の観点から、自然や文化財等の地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業計画を作成する場合は、その地域産業資源の活用により自然や文化財等そのもの又はその周辺の環境が破壊されることがないよう、それら地域産業資源の持続的活用のための配慮がなされていることが必要である。

第4の1中「、基本構想において、地域産業資源の内容を定めるとともに」を削り、「方策を定め」を「に当たっては」に改め、第4の2中「都道府県が基本構想において」を「都道府県が」に改め、「方策を定める」及び「、基本構想において定める方策が」を削り、第4の3⑷中「基本構想において特定した」を削る。

○財務省告示第百五十五号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十四年四月二十七日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	一億四千三百五十四万円	一億四千三百三十二万千八百二十二円
〃	第二回	九千九十三万円	九千八十二万八千百六十円
〃	第三回	一億千六百三十万円	一億千六百十六万四百四十円
〃	第四回	一億二千九百十五万円	一億二千九百三万六千三百四十八円
〃	第五回	一億千二百九十五万円	一億千二百八十四万千五百七十二円
〃	第六回	六千四百三十二万円	六千四百二十五万三千百十円
〃	第七回	二億二千八百二十九万円	二億二千七百九十万九千八十二円
〃	第八回	五億五千六百三十五万円	五億五千五百三十七万八百四十円
〃	第九回	四億七千三百五十六万円	四億七千二百五十三万七千百二十二円
〃	第十回	五百一万円	四百九十九万六千五百八十八円
〃	第十一回	三千二百万円	三千百九十三万七千六百七十一円
〃	第十二回	二千百九十万円	二千百八十六万三千三百三十五円
〃	第十三回	八千五百万円	八千四百八十九万六千九百二十八円
〃	第十四回	二千九百万円	二千八百九十六万八千百七十円
〃	第十五回	百七十万円	百六十九万八千七百十円
〃	第十七回	七百五十万円	七百四十九万五千六百三十四円
〃	第十九回	二億四千五百九十八万円	二億四千五百九十七万六千五百二円
〃	第二十回	千二百九十六万円	千二百九十五万九千六百三十八円
〃	第二十一回	九百十万円	九百九万九千六百八十六円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第七回	八億百六十五万円	七億八千二百四十一万四百円
〃	第八回	六億八百十六万円	五億九千六百九十六万九千八百五十六円
〃	第九回	五億九千八百九十八万円	五億八千九百九十七万千三百五十二円